

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（社会福祉課）

一 趣旨

川口市が中核市に移行することに伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

川口市が中核市に移行することに伴い、県条例で民生委員の定数を定める区域から川口市を削除

三 施行期日

平成三十年四月一日